

第 1 回

新市建設計画作成等小委員会会議録

平成 1 5 年 8 月 2 2 日 (金)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

第1回 新市建設計画作成等小委員会

○日時 平成15年8月22日（金） 午前9時30分

○会場 一宮地場産業ファッションデザインセンター 2F第1会議室

○出席委員（14名）

| | | | | | |
|-----|-------|-----------|------|-------|-----------|
| 委員長 | 丹羽 厚詞 | 尾西市長 | 副委員長 | 山口 昭雄 | 木曾川町長 |
| 委員 | 谷 一夫 | 一宮市長 | 委員 | 神戸 秀雄 | 一宮市議会議員 |
| 〃 | 浅田 清喜 | 尾西市議会議員 | 〃 | 川合 正高 | 木曾川町議会議員 |
| 〃 | 豊島 半七 | 一宮市学識経験者 | 〃 | 佐野 豪男 | 一宮市学識経験者 |
| 〃 | 吉田 弘 | 尾西市学識経験者 | 〃 | 上田 芳敬 | 尾西市学識経験者 |
| 〃 | 葛谷 昭吾 | 木曾川町学識経験者 | 〃 | 杉本 尚美 | 木曾川町学識経験者 |
| 〃 | 神藤 浩明 | 学識経験者 | 〃 | 古池 庸男 | 学識経験者 |

○議事日程

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 委員紹介
4. 新市建設計画作成等小委員会委員長及び副委員長の選出について
5. 議題

(1) 報告事項

報告新市第1号 新市建設計画作成等小委員会の役割について

報告新市第2号 新市建設計画作成等小委員会のスケジュールについて

(2) 合併に係る基本的事項について

- ①合併の方式について（協定項目1）
- ②合併の期日について（協定項目2）
- ③新市の名称について（協定項目3）
- ④新市の事務所の位置について（協定項目4）

⑤財産の取扱いについて（協定項目5）

⑥地域審議会の取扱いについて（協定項目6）

⑦新市建設計画に係る事項について（協定項目25）

（3）その他

・第2回新市建設計画作成等小委員会開催日時について

6. 閉会

○森 輝義事務局長

皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから「第1回一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会 新市建設計画作成等小委員会」を開催いたします。

私、今日司会を担当させていただきます事務局の森と申します。どうぞよろしく願います。

開催に当たりまして、協議会会長であります谷一宮市長からごあいさつ申し上げます。

○谷 一夫会長

おはようございます。今日は、大変暑い日になりました。お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

先日、第1回の合併協議会を終了いたしましたして、やっと船出をしたのかなど、そんな感じでございます。今日から小委員会がスタートするわけでございます。いよいよ具体的な各論についてご議論をしていただくと、こういう段取りになってまいります。それぞれお立場がございますので、いろいろなご意見があろうかと思いますが、ひとつ真摯に議論をぶつけ合っていい建設計画ができますように、何とぞご協力をお願い申し上げます。どうかよろしく願います。

○森 輝義事務局長

それでは、議事に入ります前に数点確認をさせていただきたいと存じます。

まず、この小委員会の会議も本協議会同様、一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会会議運営規程によりまして公開としておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、本日の出席状況ですが、委員総数14名のうち、ご出席が14名となっております。小委員会規程第6条第2項の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、今回の会議の議事録の署名についてでございますが、第1回協議会にてご承認いただきましたとおり、小委員会については毎回会議録を調整し、後ほどお選びいただきます委員長にご署名をお願いいたしますこととなっておりますので、よろしく願います。

初めての会議でもございますので、本来ならお一人ずつ自己紹介をいただくところでございますが、1ページの「委員長及び副委員長の選出について」の下欄に、委員名簿を掲載させていただいておりますので、この名簿をもちましてご紹介とかわさせていただきます。

次に、委員長及び副委員長の選出に移ります。先ほど、委員紹介でご覧いただきました1ページ「委員長及び副委員長の選出について」をお開きください。

小委員会規程第4条第1項に「各小委員会に次の役員を置く。(1)委員長1名(2)副委員長1名」、同2項に「役員は、小委員会委員の互選により選任する。」とあります

ので、選出させていただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

○谷 一夫委員

私から提案をさせていただきたいと思いますが、基本項目を初め、極めて重要な事項について審議をする小委員会でございますので、委員長には尾西の市長さん、副委員長には木曾川町長さんをお願いをしてはどうかというふうに思います。

以上、提案をさせていただきます。

○森 輝義事務局長

ありがとうございました。

委員長には丹羽尾西市長、副委員長には山口木曾川町長というご意見がありました。が、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森 輝義事務局長

ありがとうございました。

それでは、委員長を丹羽尾西市長、副委員長を山口木曾川町長をお願いすることに決めます。

それでは、これ以降小委員会規程第6条第3項に基づき、進行は会議の議長となります。委員長をお願いしたいと存じます。

○丹羽 厚詞委員長

それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

先ほどは、谷市長さん、木曾川町長さん、また多くの各界の諸先輩方いらっしゃる中、恐縮ではございますが、この新市建設委員会委員長に選出いただきまして誠にありがとうございました。

この委員会は、この合併協議会の根幹をなすものでございます。私たちは、各市町の代表でありますとともに、新しいこれから建設される新市の代表として何とかしっかりと協議をしながらゴールを目指して前進していきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。(拍手)

それでは、皆様方のご協力をいただきながら、円滑な会議運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

初めに、報告事項でございますが、これらについては既に第1回協議会の段階でご承認いただいておりますので、要点だけ簡潔に事務局から説明お願いいたします。

○伊神 正文事務局課長

失礼いたします。

まず、本日お手元の方に2市1町の総合計画、市勢・町勢要覧を配付させていただきました。ちょっとお荷物になりますけれども、よろしく願い申し上げたいと思っております。

それと申しわけありません。資料に一部誤りがございましたので、正誤表を配付させていただきました。後ほど修正の方、よろしく願い申し上げます。

それでは、報告事項第1号と第2号、合わせてご説明申し上げたいと思います。

本日の次第の2ページ、3ページをお願いいたします。まず、2ページでございますが、新市建設計画作成等小委員会の役割についてということで、この小委員会の担任する事項が明記されております。(1)の合併の方式に関する事項から、(7)の新市建設計画に係る事項まで7項目をご議論いただくことになっております。参考として、小委員会規程の抜粋を載せさせていただいておりますが、この作成等小委員会は14名以内ということで、本日は14名フルメンバーでご協議いただくことになっております。

3ページの方でございますが、これは第1回合併協議会で説明を申し上げました合併協定項目及び小委員会への付託のページでございます。先ほど説明いたしました1番の合併の方式から、6番の地域審議会の取り扱い、そして最後の25番、新市建設計画に係る事項、これが所掌事務ということでございます。

少しはねていただきまして、6ページ、7ページをお願いいたします。この小委員会のスケジュールを書かさせていただいております。2段目の新市建設策定というところをご覧いただきたいと存じます。この一番下の項で、作成等小委員会の欄でございますが、1回から8回まで○数字が記してありますが、①から④まで、つまり10月21日の第4回目の小委員会までに建設計画の骨子の検討、作成となっております。これは、11月に予定されております各市町で行われるシンポジウム資料として配付をしていきたいと、考えたものであり、この時期までに何とか骨子を固めたいということでございます。

続いて、④から⑥まで、ここで大体素案の作成と申しますか、少し文章化を載せまして大体の概略を固めたいと思っております。年明けに予定されております各市町の説明会で住民の皆さんにその概要を説明申し上げたいということで、こういう日程になっております。あと、7ページに移りまして、9回、10回と、これは県の事前協議、正式協議を踏まえて、6月の下旬には決定してまいりたい。これが、大体のスケジュールでございます。

6ページに戻っていただきまして、重要基本項目、いわゆる合併の方式、合併の期日等でございますが、本日から協議に入らせていただきまして、早く決定がされるものについてはそうではありませんけれども、12月いっぱいまでにこの6項目についてはご決定いただきたいというふうに考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいま説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、早速ではございますが、合併にかかわる基本的事項について入らせていただきます。当小委員会で協議する項目につきましては、協議の根幹にかかわる事項ばかりでございますが、十分な議論が必要かと存じますが、一方で先ほどのスケジュール、他の協定項目への影響などを考えますと、余り悠長なことも言っておられません。活発

かつ効率的なご協議をよろしくお願い申し上げます。

また、本日を含め、小委員会での協議の進め方でございますが、事務局からの説明をもとに、フリートーキングとさせていただきます、その中から何らかの方向性が見えてまいりました段階で決定していくといったような方法で進めていきたいと思っております。

なお、本日ご協議いただくいわゆる基本5項目を中心にした事項につきましては、相互に関連する部分も多いことですから、一括で説明を受けた上で協議に入りたいと思っております。

それでは、事務局から順次説明をお願いいたします。

○伊神 正文事務局課長

次第の8ページ、9ページをお願いいたします。協定項目の1番、合併の方式についてでございます。合併方式の定義といたしまして、新設合併が2以上の市町村の区域の変更もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。編入合併としましては、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うものと定義しております。

2の影響を及ぼす協定項目等となっておりますけれども、2番目の新市の名称については、新設合併ならば新たに制定することとなっております、編入合併ならば編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することもできると記してございます。

事務所の位置についても、新設合併は新たに設定、編入合併についてはこれも編入する市に置くことが通常であるが、新たに設定することができるというふうになっております。

現首長の身分としましては、新設合併はすべて身分を失い、編入合併については、編入される方の首長だけが身分を失うということになっております。

そのほか、議会議員の身分、農業委員の身分等ございますけれども、この農業委員の身分を除いたほかの項目については、総務文教小委員会でご議論いただくことになっております。

恐れ入ります。はねていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。昭和62年4月1日の藤橋村と徳山村の合併以降、一昨日の8月20日の田原市までの合併の状況を示させていただいております。四角でくくった名称が新しい市町村においても、旧の名称からそのまま使用されているというふうにご覧いただきたいと思っております。

先へ進みます。12ページ、13ページをお願いいたします。協定項目の2番、合併の期日についてでございます。皆さんがご承知のように、検討協議会の確認事項といたしまして、合併特例法の期限である17年3月を合併期日の目標とするということが決定されております。次に、2番目のところで留意点といたしまして、住民への影響から2の合併の事務処理、引き継ぎの利便性、3の財政措置の期限といったものが書いてございます。2の引き継ぎの利便性のところでございますけれども、この市町が合併するためには、各議会において議決してから県知事の合併申請、県議会での議決、総務大臣への届け出等々、さまざまな手続が必要になってきますので、この点を十分留意しながら合併

の期日を定めることが必要であるというふうに謳っております。

3番の財政措置の期限でございますが、これは皆様ご存じのように、17年3月31日が特例法の期限ということで、これに間に合わせる必要があるということでございますが、米印の最近の動向の四角でくくった部分で、総務大臣が17年3月31日までに都道府県知事に申請すれば少し遅らせてもいいよというようなことを申しとおるようでございます。今秋の臨時国会で法の改正案が提出されるようであります。これが、もし可決されれば合併の期日を少し延ばすという選択肢も出てくるのかなというふうに考えております。

13ページをお願いいたします。(5)の電算システムの統合・運用等の関係でございます。合併後、すぐこの基幹システム、電算システムの運用が行わなければならないということでもありますので、データ移行とか確認作業等でどうしても日数が必要となってくるということになります。できますならば、連休の後、2連休、3連休の後が望ましいということをご案内しております。

14ページをお願いいたします。合併の期日を想定するために必要であろう首長の選挙の時期、それから議会議員の選挙の時期を提示させていただきました。また、先ほどの2連休、3連休の関係で、カレンダーも添付させていただきました。

15ページにおきましては、市町村合併フローということで、一般的な流れを記させていただきます。先ほど、総務大臣の延長云々というところは、真ん中辺の平成16年10月と書いた合併の申請書の作成、右へ行きまして県知事のところの申請書の受理、ここまでが17年3月31日までに終わっておれば、あとは若干遅れてもいいということでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。新市の名称についてでございます。1の基本的な考え方の中で、新設合併においては新市の発足までに必ず新市の名称を定める必要があるということですが、編入合併については編入する市町村の名称とすることが多いけれども、新たに制定することもできるというふうになっております。

名称についての手続はちょっと省略させていただきます。3の先進事例による決定方法のパターンといたしまして、(1)新設合併の場合、①で公募方式を、公募はさいたま市がとられたようではありますが、新しい名称を広く住民から公募し、多数となった名称について決定するという方式でございます。17ページの②、合併協議会の内協議の中で協議されて決定するという方法でございます。これは唐津市がとられているようであります。③の地域の意見集約方式、これは阿蘇市がとられたようではありますが、協議会でいろいろ選定した後、各市町に委員さんが持ち帰って地域の意見を集約した上で決定するという方式でございます。④のアンケート方式としましては、③と同様でありますけれども、最終的に住民アンケートを実施して決定するという方式でございます。

はねていただきまして、18ページに少し細々した表になっておりますけれども、いずれの方法を選択したといたしましても、こういった流れで決定されていくといったフロ

一であります。

19ページでございますが、先進事例といたしまして(1)昭和60年度以降の編入合併の事例では、すべて編入する市町村名が採用されていること。(2)といたしまして、新設合併の事例においても、合併関係市町村の中の従前の名称を使用したものがあること。それから(3)としまして、最近の新設合併の事例では、名称の公募やアンケートを行っていることがほとんどであるということでございます。(4)のその他といたしまして、総務省の名称の取り扱いについて、名称を決定するにおいて注意事項というものが記載されております。また後ほどご覧いただきたいと存じます。

20ページをお願いいたします。4つの方式、それぞれどの方式も採用したといたしましても、いずれも年内いっぱいにおさめる日程となっております。私どもの合併協議会のスケジュールといたしまして、年明けに住民説明会を行うということがありますので、年内に決める必要があるということで、このスケジュールを載せさせていただきました。

続いて21ページ、新市の事務所の位置についてでございます。事務所の位置について決定する必要性といたしまして、自治法上で条例で事務所の位置を定めることが義務づけられているということでもあります。新設合併については、ほかの項目と同様新たに制定する必要がありますが、編入合併については通常は編入する市町村の事務所の位置になる。しかしながら、新たに設定することもできるということを謳っております。

3番の事務所の位置の決定基準といたしまして、これも自治法上第4条第2項に住民の理念に最も適合するように云々と書いてございますけれども、交通手段が発達した現代社会においては、もっぱら機能的・効率的な役割分担の観点から事務所の位置を決定すべきであるというふうに謳っております。

はねていただきまして、22ページ、23ページをお願いいたします。4の検討すべき事項といたしまして、事務所の設置方式を検討した上で、事務組織及び機構の機能分担を検討する必要があるというふうに記しております。

まず、事務所の設置方式といたしまして、本庁方式、分庁方式、支所方式、この3つがこの場合の選択肢であろうというふうに記してございます。23ページの②、機能分担例、これを合わせてご覧いただきたいと存じます、まず本庁方式といたしまして、合併市町の組織を1つの庁舎、本庁に集約し、本庁以外の従来の庁舎は出張所とするという方式が本庁方式でございます。右の方を見ていただきますと、大体イメージがおわかりいただけるのではないかとこのように思います。分庁方式といたしましては、合併関係市町の庁舎に行政機能をあわせて振り分けるというものでございます。例えば、この右の例でいきますとB庁舎には建設、都市計画、住宅部門。それからC庁舎には教育部門というふうになっておりますけれども、こういったふうに組織を振り分けるというのが分庁方式でございます。支所方式というのは、管理部門や事務局部門を除き、従来の合併市町の庁舎における行政機能をそのまま残すということでございます。これは、住民の皆さんにとっては一番わかりやすいというか、今までとそんなに変わらないものです。

から一番いいのかもしれませんが、合併による効率化という観点からいかなものかという懸念があります。

(2)の事務組織及び機構の機能分担といたしまして、先ほど来説明いたしておりますような方式で分けるとすると、事務部門としてどんなものがあるのかということの表でございませう。総務・企画等管理部門、総務、企画、財政等の主な分野が1でございませう。続いて事業部門、それから窓口部門、大きく分けるとこの3つであろうということでございます。

23ページの5、2市1町における状況でございますが、(1)庁舎と書いてございませう。これは、今現在一宮市、尾西市、木曾川町の本庁舎、隣にある分庁舎も含めましての収容能力のリミットを示したものであるというふうにお考えいただきたいと思っております。一宮市が727人、尾西市が現在建設中の新庁舎を含めて266名、木曾川の庁舎が96名、合計で1,089名のキャパだということを示しております。

はねていただきまして、24ページでございます。これは、(2)事務分類ごとの人員を示したものでございませう。先ほど説明しました事務分類ごとに、総務・企画管理部門ではどれだけいるのか。あと、事業部門としてはどれだけなのかということを示したものでございませう。トータル1,008名になっております。

6番の先進事例といたしまして、分庁方式は西東京市と東かがわ市がとられております。支所方式といたしましては、静岡、郡上がこの方式をとられたということを書いてございませう。

あと、ちょっと説明を飛ばしてしまいましたけれども、分庁方式をとった場合、窓口部門というのが当然その庁舎によっては必要になってくるだろうということ先ほど説明いたしましたけれども、25ページにおいては一宮市の出張所の庶務規則の抜粋をつけさせていただきました。他市との例と比較いたしましても、一宮市出張所の業務というのはかなりの広範囲でやっているということがおわかりいただけるかと思っております。

はねていただきまして、26ページでございます。3庁舎の現況、面積とか位置とかいったものを示しております。

続きまして、27ページでございます。財産の取り扱いについて。これは28から32ページまで2市1町が今抱えている財産を記載させていただきました。どちらにしても、この財産については、合併後は新しい市にすべて引き継がれるものであります。それで、33ページをご覧いただきたいと存じますけれども、先進事例の合併協定書の書きぶりを示したものでございませう。

財産区をもっているところは、少しボリュームのある書き方となっておりますけれども、これ以外の書き方は一様にすべて新市とか、野田市の場合ですとすべて野田市に引き継ぐといったことになってまいりますので、これは合併の方式が決まればこれにのっとった形での記載になってくるということになろうかと考えております。

恐れ入ります。34ページ、35ページをお願いいたします。協定項目の6番の地域審議会の取り扱いについてということでございませう。まず1の地域審議会というタイトルが

ございますが、地域審議会、何をやるものかということでございますけれども、合併をすると行政区域が拡大することによって、住民と行政の距離が大きくなり、住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなるのではないかと懸念があります。こういったことが、合併するときの阻害要因にもなってきたということがありまして、平成11年の合併特例法の改正によってこの地域審議会制度というのが設けられたところであり、地域審議会というのは、必要に応じて合併関係市町村の区域を単位として、アンダーラインのところへ飛びますけれども、2つの合併市町村の区域を合わせて1つの審議会を置くこととか、1つの合併関係市町村の区域を分割し、複数の区域を設けて地域審議会を置くことはできないというふうに書いてございます。これは、例えば2市1町の例に例えれば、尾西市、木曽川町、一宮市に置かなければ、1個ずつですよ。一宮市はちょっと面積が広いから、一宮市にじゃあ3つ置こうかということとはできない。あるいは、尾西市、木曽川町を合わせて1つの審議会を置く、これもできないということを謳っておるものでございます。

じゃあ、具体的に何をやるんだということになってまいりますが、35ページの方をお願いしたいと思っております。地域審議会の任務となっておりますが、(1)と(2)に分かれております。(1)合併関係市町村の長の諮問に応じ意見を述べること。今後、この小委員会で検討されていくべきであろう市町村建設計画等の変更とか執行状況、それから各種計画の策定とか変更、こういったことに対しての意見を長の諮問に応じて述べていただく。あるいは、(2)といたしまして必要に応じて合併関係市町村の長に意見を述べることとなっておりますけれども、建設計画の執行状況、あるいは公共施設の管理運営等について意見を述べていただくということでもあります。4の設置期間としては、大体どのぐらいなんだということになってまいりますが、おおむね10年というのが多いようであります。

はねていただきまして、36ページの方をご覧ください。先進事例といたしまして、1から8までの中で、地域審議会を置いた合併関係市町村の例を述べております。真ん中辺に設置期間というのがありますが、田原市を除いておおむね10年というところが多いようであります。また、1の大船渡、4の新居浜、7の田原、これについては編入するところの核となる都市については地域審議会を置かなくて編入されるところのみ置いてあるというところでもあります。

ちょっと長くなりましたけれども、私からの説明は以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から非常に膨大な量でございますが、縷々説明をいただいたわけでございます。

すべての項目が、合併協議の根幹にかかわるものでありまして、早急に協議しなければならない項目ばかりではございますが、本日は第1回目の会議ということもあります。もちろん、この順番どおりに決めていかなければならないということはないわけで

ございますが、中でもすべての協議の根本とも言えますところの合併の方式、それから住民の方々にとって非常に関心があります、また先の協議会でも一部発言、提言をいただきました新市の名称についての2点に重点を置きまして、自由闊達なお話し合いができればと思うところであります。

いかがでございましょうか。何かご意見ございましたら、よろしく願いいたします。

○山口 昭雄副委員長

まず、合併の方式から入るべきなんでしょうが、これについては相当のいろいろな角度から検討をしなければいけないということもありますので、順序が逆になるかもしれませんが、この前の協議会で新市の名称についてできるだけ多くの住民がこの新市の名称の決定についてかかわれるような方式を考えていってはどうかという提言をさせていただいて、それによってこの小委員会でまず議論をしていただいて、次の協議会へというような確認がなされたところでありますので、その新市の名称についてまず取り上げていただいてはどうかと思っておりますがいかがでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

今、新市の名称について取り上げてはというご意見が出されました。皆様方にまずご確認いたしたいのは、方法といたしましてひょっとしたらまず合併の方式を決めて、そうすれば自動的に決まってくる部分があるというところの議論のなされ方が今までのいろいろな合併協議会でもされてきたのではないかと思います。今までの任意協、あるいは合併協の中でも、新市の方式をまず決めるのではなくて、新市の合併の方式、あるいは名称等、この基本5項目おのおのを独立して考えながら、最終的にどういう道を選ぶかという形でこの小委員会も進めさせていただきたいと思っておりますが、そういった形でよろしいでしょうか。

そういうことでありましたら、ただいま新市の名称をまず協議してはどうかご意見が出されましたが、それにつきましてはどう取り計らわせていただきましょうか。

○浅田 清喜委員

一番問題になってまいりますのは、方式の方がどうなっていくのかというのが基本にやはりなってくるんですよ。例えば新設にするのか編入にするのか。たとえ編入にされても、新市の名称というのは変えることもできるということになってますのでね。

ただ、率直に申し上げまして、2市1町の公募されましても、大勢というものはこの一宮の駅を見ておりましたも尾張一宮という駅がございますので、案外その名称というのは「尾張一宮市」というのが出てくるような気がいたしますし、これ私個人でございませけれども、尾西に住んでおりましたも「尾張一宮市」という、もし出てくるとするならば、そう抵抗というのはないような気がするわけですよ。

ただ、新設か編入かということになりますと、これはかなりの論議をしていただかないと、私どもや木曾川町の議員さんの身分、首長さんの身分というのは、まあこれは首長さんは身分がなくなるわけですがけれども、議員の特例を使うのか使わんのかというこ

とも含めて、かなり論議が市町に戻りますとあるような気がするわけですね。

だから、今、木曾川の町長さんが言われましたように、公募されるとどういう名前が出てくるのか、やはり率直に申し上げると抵抗感がないかなというのは尾張一宮のまちというところから、私どもの方は余り抵抗感がないかなと。率直な意見でございますから、思っておりますけれども、皆さんのご意見はいかがでございますでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

どうでしょうか。一宮市の皆様は。

○神戸 秀雄委員

ただいまの浅田委員からご意見がございましたが、私も同意見でございまして、やはり合併の方式と新市の名称の中で、新市の名称からという山口町長さんのご意見と申しますか委員会の進め方と申しますか、ございましたが、やはりこれは表裏一体となるものでございまして、やはり基本的には方式が決まると申しますか方式から入って、やはり名称に行くではなからうかということで、名称について前回の時間の余ったときのフリートーキングでもおっしゃっておられましたが、やはり方式からではなからうかというふうに考えております。今、浅田委員さんの方からはJRの駅もあって尾張一宮の駅と、一宮ということでございますが、私ども一宮のものは言いにくうございますけれども、そういうことはちょっと横手へよけておきまして、やはり方式を一度考えてみる方が先ではなからうかというふうに思っております。

第1回の任意の協議会におきまして、精神的には対等に合併するということが打ち出されまして、これがずっと現在まで続いた1つの精神と申しますか基本理念ではなからうかと。あるいは、そういうことをお互いに確認しあったことが今日まで8カ月間ですか。続いてきたもとはなからうかなというふうに思っております。その精神は、私どもも忘れてはおりません。ただ、やはりここに至りましては具体的にいろいろなことを決定していかなきゃならない時期にまいりましたので、そういう点ではやはり新市の合併の方式からご検討をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

今、一宮の神戸委員さんからは、合併の方式の方を先に検討をいただきたいというご意見を賜ったわけでありまして。それにつきましてどうでしょうか。もしよろしければ、委員長の立場、ちょっと委員として発言をお許しいただきたいんですが。

もちろん、合併の方式など、非常にこの協議会の中で一番の重要な事項ではないかと思うわけでありましてけれども、一番最初に申し上げましたように、今回は非常に期間的な問題もあり、ある程度のスピードで進んでいかなければいけないということもありまして、順番に決めていくことが本来の形なのかもしれませんが、それをやるとまず方式だけで、例えばこの小委員会でありまして1回で決まるわけではございません。2回、3回と決めていかなければいけない。先ほど、スケジュールでいきます

と、それで三、四カ月経ってしまいますわけですね。そうなりますと、やはり同時進行で方式も名称も、あといろいろなその他のこともすべて同時進行で決めていかなければいけないという部分もあるのではないのでしょうか。

その中で、木曾川町長さんはもしそういう形であれば、特にこの新市の名称については例えば先ほど出された公募のような形にすると、もうそれだけで形式的に作業のことを考えると三、四カ月の日数がかかってしまう。それだから、1回目から協議していただきたいということではなかったかと思しますので、そういった形でご理解をいただければ。

もちろん、重要度はひょっとしたら合併の方式かもしれませんが、そういった形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○谷 一夫委員

私どもの神戸委員さんからご発言がありまして、私も神戸委員さんの発言のご趣旨には賛成でございます。やはり、方式というのが一番先になるべきものであろうということはもう十分に理解をいたしますが、やはり日程等を考えますとこれを終わらんとこちらへ入れんということにいたしますと、本当にもう幾ら時間があっても足りないということになるのではなかろうかという気もするわけでありまして、冒頭、委員長が整理されましたように、方式、名称、いろいろあるわけでありまして、当然連動はいたしますけれども、方式が決まれば自動的に名前はこういうふうになっていくよということではなくて、どんな方式になっても名称は名称でまた別にそれぞれ議論していきましょうということは最初におっしゃったわけでありまして、そういった流れで整理していけば、最も効率的に議論が進められるのではないかと。

そしてまた、もちろんこういった基本項目も大変重要な部分であります。肝心の新市建設計画の方にも十分な時間を割かなければいけないわけでございますので、そういった全体の時間配分を考えますと、もう少し柔軟に対処した方がいいのではないかと。うふうにも私も思いますので、神戸委員さんのご意見には賛成でありますけれども、実際面を考えると、少し柔軟にしてもいいのかなと、そんなふうにも思うわけでありませぬ。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

それでは、そういった形で今回は先ほど提案させていただきました合併の方式、新市の名称、両方とも協議させていただくということで進めさせていただきたいと思いますが、もちろん合併の方式等、今日決めてしまうというわけではございませんが、やはり初回でございますし、皆様方どういったご意見持ってられますか、そういったこともご発言いただきたいわけでありませぬ。

また、新市の名称についてはいかにそういった限られた時間の中に有効に名前を決めていくか、そういった方式についてどうすべきかというご意見も出していただければ、先ほど、説明の方で4案ほど先例ということでご紹介いただいたわけですが、どういっ

た形でやるべきかということのご提案もいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

まず、合併の方式について皆様方はどういうふうにお考えになっていらっしゃるかというのをご発言いただければと思います。これは、今日決めるとか、そういった小委員会での協議方法ではなくて、本来の合併は編入か新設かということをお考えを皆様方どういうふうに感じていらっしゃるかということで結構かと思いますが。

○山口 昭雄副委員長

まず、名称についてということではいいですか。方式を先に……。

○丹羽 厚詞委員長

いえ、どちらでも結構……。それでは、先ほどフリートーキングという形で出させていただきましたので、どちらの協議事項についても結構でございますので、ご発言をいただければよろしいかと思います。

○山口 昭雄副委員長

まことに申しわけありません。冒頭で、議論の順番を違えるような発言をしたために、ちょっとお時間をいただいてしまったような気がします。

私が申し上げたのは、私自身は第1回の協議会で申し上げたように、名称は大勢の住民にかかわる問題であり、新しい市をつくるということならば、住民にはそれを決定する権利があるというような気がしておりますので、例えば新しい市の名前の候補となるようなものを公募で求めてはどうかと。

ということは、いろいろな先ほどの浅田委員さんのご提案もありましたように、それぞれの思いはあるわけではありますが、そういったものを越えたところに、大変魅力的な案がひょっとして住民の中にあるかもしれないということにも期待をしながら、名称を決めていくというのがいかにも新しいまちをつくっていかうという希望のある作業のような気がしますので、候補名を募集するという意味での公募という方式を私は提案したいと思います。

あと、それからの段取りについてはここに既に記されているようなものがございしますが、もちろん現在の一宮、尾西、木曾川という3つの名前も含めた形で候補名を選んで、それでそれをもとにして協議をしていく、決定をしていくという方法をとっていただけらなというふうに思います。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

今のご発言についてはどうでしょうか。

○葛谷 昭吾委員

先ほど、木曾川町長さんが言われましたけれども、木曾川としては、新しい名称が住民もですけれども、私も含めまして一番早く決めていただきたいと思っているわけです。先ほど、一宮市さんからお話がありましたけれども、恐らく一宮市になるだろうというふうに一宮市さんの方は思ってみえると思っております。木曾川としましては、木

曾川市ということはまず考えられんだろうということを思っておりますので、どうい
新しい名称にさせていただくか、これが一番木曾川の住民としては望んでおることじゃな
いかと思っております。

それと、合併の方式についてですが、新設合併と編入合併、これもどちらかというこ
ともはっきり決めていただかないと前に進まないのじゃないかと思っております。

以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにありましたら。杉本委員。

○杉本 尚美委員

まちの名前のことなんですけれども、私も山口町長さんがおっしゃったように、公募
の方式をとるのが一番いいんじゃないかなということを思っております。

先ほど町長さんからもお話がありましたように、候補名をあくまで募集するというこ
とで、住民の方々からどんな意見が出てくるのかということ、この委員会で見ながら
その中で多数のもので決定していくというわけではなく、出てきたものの中から最もふ
さわしい名前を決めていくのがいいんじゃないかと思えます。

というのは、やはり合併によって新しいまちが生まれるということは、やはりまちの
顔としての名前があるわけで、その名前について住んでいる住民が積極的にかかわって
いくということは非常に重要なことではないかということをおもいます。

あと、合併の方式なんですけれども、編入というよりも新設合併を個人的には希望し
ております。その理由には、たくさんあるんですけれども、とりあえず意見として申し
上げたいと思えます。

○丹羽 厚詞委員長

はい、浅田委員。

○浅田 清喜委員

事務局にお尋ねをしますけれど、この私たち議員の身分ですよ。新設にするか編入
にするかによって変わってくるわけですよ。例えば新設合併にしたとしまして、1を
とりますと、法定数の2倍なんていうばかみたいな話を書いてあるわけですよ。これ
は、細身になって合併しようというときに法定数の倍も議員がいるなんていうことは、
これは住民の方々に説明できない話ですよ。

2の2年間在任期間がふえるというのも、よく意味がわかりません。例えば、編入の
場合ですね、それは一宮に編入をしていこうとすると、一宮の議員さんはそのまま4年
間おられるわけですよ。木曾川の議員さんは、ここで2年で終わるわけですね。尾西は
今度12月に選挙やりますけれども、すぐ1年半もかからんうちに終わると。これ、特例
でどうなっていくのか。そのことによって、議会人として言いますと、新設なのか編入
なのかという判断材料が欲しいわけですよ。編入の場合について、議員の特例、木曾川
も尾西もどうなりますか。

○伊神 正文事務局課長

それでは、事務局から説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、次第の8ページお願いいたします。

中段に、議会議員の身分という欄がございます。まず、原則と書いてございます。原則といたしまして、新設合併の場合はすべて身分がなくなるということでございますので、合併した法定の議員数は46名になりますので、46名の設置選挙となるというものです。編入合併の原則については、編入する市町の議員はそのまま在任し、編入される議会の議員は全部失職ということになってまいりますので、仮にですね、仮に一宮市が編入するという仮定をいたしましたとすれば、36名の議員さんはそのまま在任ということで尾西、木曾川の議員さんは失職されます。

先ほど言いました法定数が46名でありますので、46引く36、この10名の設置選挙を新しい市のエリアで行うというのが原則でございます。

特例の方でございます。まず、新設合併の特例を申し上げます。新設合併の特例で①でございます。設置選挙において新設合併の特例定数、法定数の2倍までとするというのがございます。46掛ける2、92名までの設置選挙ができるというのが定数特例の1でございます。2の方が、いわゆる在任特例というものでございまして、一宮36、それから尾西26、木曾川20、合計82名の方が最長2年間選挙なしで在任できるというのが2の在任特例でございます。

編入合併の方の①定数特例でございますが、編入する方は36名がそのままでございますので、先ほど仮にと申しました。仮に一宮市が編入すると仮定した場合、尾西市のエリアで一宮の人口分の尾西人口掛ける36という計算式を用いまして、尾西市のエリアにおいて8名、木曾川町のエリアにおいて4名の増員選挙、設置選挙をするというのが定数特例でございます。②の在任特例でございますけれども、これは合併後の一宮市の議員の任期の間、約2年ぐらいになるのでしょうか。2年間は尾西と木曾川の議員さんもそのまま選挙なしで在任できるというのが2の在任特例でございます。

ちょっとわかりにくいかと思えますけれども、説明は以上で終わらせていただきます。

○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。

○浅田 清喜委員

この選び方につきましても、この法定協議会で決定がなされるわけでございますか。

○伊神 正文事務局課長

先ほどご説明申し上げましたように、この建設計画作成等小委員会については、7番、2ページでございますね。7番の新市建設計画に係る事項まででございますが、3ページご覧いただきますと、7番目のところで議会の議員の定数及び任期の取り扱いという項目がございます。これは、総務と書いてありまして、総務文教小委員会の方でご議論いただくということになってまいります。

ですから、先ほど来方式、名称云々という議論がなされておりますけれども、この議

論を総務文教委員会でするためには、方式というのが早目に決まっていけるのが望ましいというふうに事務局の方では考えております。

以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ほかにございませんでしょうか。

○佐野 豪男委員

新市の名前の方ですが、先ほど浅田委員さんもおっしゃいました尾張一宮と、こういうお名前が出ましたが、私は一宮の市民としまして大方は一宮という名前がいいかと思えます。それで、尾張一宮といいますと書くのもまた余分な文字が増えまして、二文字の一宮と。もちろん尾西、それから木曾川の住民の皆様のご理解が得られれば一宮市が一番私はいいかと思えます。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○川合 正高委員

私は、この合併方式と新市の名称は、これ一番大事な問題になってくると思うんですが、このことが一番議論を伯仲させることだと思いますが、本日は一応新市の名称について先に行くのか、あるいは合併方式を優先的に重点的にいくのか、こちらを決めていただいて、ぜひこの次の機会にはっきりと1つのことに集中してやっていくというふうにした方がよかろうかと思うのですがいかがでしょうか。

○丹羽 厚詞委員長

今、今日の協議事項の趣旨をどこに持っていくかということでもあります。

当初、申し上げましたように初回ということもありますので、フリートーカー方式で皆様のご意見を伺いつつという形で始めさせていただきましたが、できますれば、委員長としての立場では新市の名称についてはある程度具体的なところまでどうするのかというところをご協議いただきたいなと思っております。

また、合併の方式については今回は皆様方のご意見を、どんなご意見をお持ちかというようなところで全体の把握をする程度でよろしいのではないかと考えているところがありますけれども、もしそれでご了承いただけるのでありましたら、新市の名称については具体的などというふうにしていくかという、そういった方を主題に持っていかせていただいてもよろしいですが。

○古池 庸男委員

話を承っておりますと、非常にデリケートなものです。この合併のいわゆる4項目、5項目というのは一番ベースになるわけで、それだけにそれぞれの市町の利害というんですか、思いが極端にあらわれる部分であるわけですね。

先ほどおっしゃいました対等の精神でということでの協議会が船出して、その精神

で皆さんいらっしゃると思うんですが、さりとてそれぞれの思いがあるのからその思いを極端に言い合えば、恐らくそういう形の中でなかなか難しいと思いますね。それは、1つずつの項目を1つずつやると恐らくそうなるだろうと思います。だから、冒頭協議会のときでも申し上げたと思うんですが、トータルでいつも念頭に置きながらどういう精神でそれぞれの項目を議論していくかということに立ち入っていただきたいなと思うんですね。

例えば、合併方式なんていいますと、それは新設と編入しかありませんね。しかし、それに対する対応はいろいろあるわけですありますね。ですから、余り合併方式がこれとこれだから、あと以下これだよというんじゃないで、これとこれでそれを選ばなきゃいけません。一番ベースになることですから、新設のあり方、あるいは編入のあり方がこれからのその後の項目の基本になるわけですありますけれども、しかし、繰り返しますけれども1本筋じゃないはずですから、それは先ほど事務局から説明がありましたようにいろいろなバリエーションがありますので、その方策としてはそういう方策けれども、精神はこういう精神の中で具体的にやるか、どういうふうにやっていくんだというところで知恵を出していただきたいなと思うんですね。

それが、まさに先ほどだれかおっしゃいました住民の意識ということがそこに来るわけです。住民にとってこの合併が本当に認められるのか、喜んで市、名前のあり方が受け入れてくれるのかということと1点に絞れば、ある程度それぞれの思いは皆さん同じだと思いますので、それが議論を進める中で議決するところ、新設の方法になるのか編入の方法になるのかということとそこに来るであろうし、また名前もそれに来ようし、その方策をとればどの方式で種々の名称を選択する方法にしたらいいのかということとそこに来るかだと思いますので、そこら辺は皆さんこのメンバー自身がそういう意識でもってやっていただくことが一番大事で、どこかみたいに余りとげとげしくなっちゃいますと、それだけで頓挫する恐れもありますので、せっかくここまで来て1つのことをやろうとしていらっしゃいます。私自身もそういうふうに願っておりますので、そういう気持ちでやっていただければと思いますので、そこら辺はとりあえずそういう形でやるんだけれども、その気持ちは皆さん同じで次はこうですよ、いや次の段階には議論していくという形で進められることがベターじゃないかだと思いますので、今進められようとしている方法で私はいいと思います。

○丹羽 厚詞委員長

はい、ありがとうございました。

○豊島 半七委員

今、委員長さんおっしゃいましたけれども、とりあえず今日は名称の方をもう少し進めたらどうかというご意見だと思いますが、私も基本的にはやはり方式が一番の根本問題でありまして、それが決まればファジーな点はかなりはっきりした形で皆さん方が議論ができるんじゃないかということをおもいますけれども、その前に先ほどご説明がありましたように、先進的な地域で大きく分けまして4つの新市の名称に関する決定の方法

があると、こういうことでありましたけども、例えば公募、公募って話が盛んに出ておりました、先回の法定協のときにも公募というお話が出まして、新聞の見出しも公募も、と「も」が入っておりましたけれども、あれでかなり皆さん方が公募になるんだろうなという気持ちで見られるような気がするわけですね。ですから、例えば、公募をするという場合の実際の手続上の進め方を、ちょっと詳しくご説明いただけませんか。

○丹羽 厚詞委員長

もし何かの提示ができれば。事務局の方で。

○伊神 正文事務局課長

事務局の方で、腹案のようなものをつくってまいりましたので、配付させていただきます。

お手元に配付させていただきました。ちょっと用意周到だなという思いの方もいらっしゃるかも知れませんが、第1回目の協議会でこういったことが出てまいりましたので、少し先走ったかもしれませんが事務局案としてつくってまいりました。

まず決定方法といたしまして、新しいまちをつくるというイメージを高めるとともに、合併に対する住民の意識や機運をより高めるため、現在の2市1町の名称（一宮・尾西・木曾川）も含めて新市の名称としてふさわしい名称を公募するというところでございます。

2の応募要領といたしましては、対象者は2市1町の在住者に限らせていただきたいというふうに考えております。地域に愛着を持ってみえる在住者ならではのご意見を賜りたいというふうに考えたものでございます。

応募方法としましては、私ども事業計画の方でも説明させていただいてますように、協議会だよりというのを全世帯に配布する予定にしております。その一部を上記、このような形で専用はがき、切り取ってはがきとして投函していただけるものを印刷いたしましてそれでご応募いただく、あるいは官製はがき、これはちょっとはがき代をご負担いただくこととなりますけれども、官製はがきで書いていただいて出していただく。応募の点数といたしましては、1人1名称、いくつも書くんじゃなくて1つだけ書いていただいて1点限りというふうにさせていただきたいと思っております。ここのところで、インターネットでの応募はどうなんだというご意見もあろうかと思っておりますが、これについては先ほどのプロ野球のオールスターで中日の川崎憲次郎がトップになったというようなこともありまして、これは避けたい、避けさせていただきたいというふうに考えております。

応募期間については、後ほどこれの進捗度合いをもって決めたいと思っておりますが、最終的には12月いっぱいまでに決定するならば、締め切りは11月中旬になろうかというふうに考えております。

応募の記載事項としては、名称、ふりがな、その理由等でございます。応募条件は、一般的なことでございます。決定基準としましては、新市の名称として2市1町の名前

も含めて新市の名称としてふさわしい名前、歴史的由来や文化、特徴、そういったものを表現した名前、知名度の向上が期待できるもの、それから、まちづくりの理念や願いを表した名前、そういったところが決定基準かなというふうに考えております。

最後に、その他としまして3でございますが、応募された名称ごとの応募点数は、新市の名称の決定には影響を及ぼさないものとするというふうに記してございます。それは、数の多数をもってその名称になることはないということを明記したものでございます。決定する中では、皆さん方に自由にご議論いただくことになると思いますので、必ずしもこれが縛りになってはいけなかなというふうに思いまして、その他として書かせていただきました。

以上でございます。

○豊島 半七委員

そうしますと、これは市民1人が1票ということではなしに、世帯で1票ということになるわけですか。

○伊神 正文事務局課長

協議会だよりの専用はがきですと、そういうことになります。

ただ、熱意を持って応募いただく方については、官製はがき代をご負担いただいて、家族で応募いただくということも可能であると考えております。

○豊島 半七委員

それと、3のその他のところにありますけれども、欄外の、いわゆるこれはあくまでも候補を決めるということであって、最終決定するのは当委員会で決めると、こういうことですか。

○伊神 正文事務局課長

そのとおりでございます。

○豊島 半七委員

はい、ありがとうございます。

○丹羽 厚詞委員長

これは、あくまでも案でございますけれども、こういった形で進めれるものならばという事務局の思いもあるわけでございます。

この方法については、決定はもちろん合併協、本合併協議会の方で行うわけでございます。これ9月30日に予定されております。その前に、25日にもう一度この小委員会もございますので、今ここでこれでそのまま決めるというわけではございませんが、できますればこういった形で基本的には進めさせていただいてよろしいでしょうかというところまではご協議いただきたいと思うわけでありませう。

○浅田 清喜委員

対等の精神で、この任意合併協からずっと来て、本当に対等の精神でおやりをいただいたと私は思ってるんですね。これは、各市町の中で合併を推進をするという人と躊躇する人も実はあるわけですが、私個人としていきますと、歴史を汚さないためにもや

はりきれいな合併をしていきたいと。これは、木曾川の町長さんに悪いんですけども公募して、例えばですよ、参考意見で一宮が一番多かったとしますとどこかじっくりこないですよ。僕は違うと思うんですよ。例えば、編入をするよと、編入合併をしましょうやということになったら、名前というものは後から考えればいいという気も実はするわけですよ。余り地域エゴばかり出していますと、合併をしようという気迫がなくなってくると僕は実は思うわけですよ。本当に名前とって魅力があって名前一つでパーになったところって幾つでもあるわけですよ。

私個人で言うなら、対等の精神でこういう協議をしていただきましたから、私個人としては編入でいきたいと思えますよ、それは。ただ、名前は一宮市さんも少しは譲歩しやという話には実はなってくる方がスムーズに行く。委員として参加してみえる人は、やはり将来的な展望からいって合併をしなければ各市町も非常に苦しむよという認識のもとに私は参加をしていただいておりますよ。そのところを含めていきませんと、私も議会でいつも言ってるのは勉強会開くときに地域エゴばかり出してたら合併なんかできませんよと、そういう話も勉強会でいつもしておるわけですよ。そのところをやはり考えていかないと、俺のところの意見が通らなんだらもう合併せんよということになりますと、今まで何のために対等の精神でやってもらったか。うちの前市長でも対等の精神というものは、会議でやったら4対4なら4対4、いろいろな意見を聞いてもらったのが対等の精神だという気持ちでおるわけですよ。そのこともやはり考えていきませんと、このことをしたならこれもだめということになると、だめになってしまう。

例えば、僕がこれやってたときに、ここその他に書いてありますけれども、一宮というのが1,500票もあって、尾西と木曾川の住民が出したのが300ぐらいしかなかったら、自ずから何じゃこんなもんかということに私はなるような気がするわけです。

それよりも、編入合併なら編入合併として法定協で決めてもらえば、名前ぐらいは少し変えたものをつくれればいいじゃないかということだって方式としてあるんじゃないか。これは委員長の方でこういうことをやると言われればそれでもいいんですけども、かなりしこりが残ってくるような気がするわけですよ。ここの中で話し合いの中で進んでいくということは、案外素直な意見が出てくるような、実は私個人としては思っております。

○吉田 弘委員

最初に、任意の協議会を発足した当時から、2市1町は対等の立場で話をするということを進めて今日まで来たわけでありまして、私はあくまで尾西も木曾川もそう思われると思うんですけども、やはり大きいところに巻かれるということなしに、やはり新設で新しい市をつくっていくということになりますと、おのずから市町の名称もいわゆる協議していただくのかなと。こういう協議会というのは、なかなか一つ一つ決めていくというのは議論の上で難しいんですけども、私は時間ももう余りないですから17年3月31日までにやらないといけませんので、きょう新設か編入かということを決めていただくと、次には名称のことを決めていくというように、一つ一つ私は決めていくとい

うことがやはり17年3月31日までに目的を達成できるんじゃないかというように思っておりますので、皆さんの意見もあると思いますが、私は最初からこれ任意の協議会でも出させていただいておりますが、一宮さんのなかなか本音を言われんですけど、佐野さんが本音を少し言われたんですけども、私は一宮はそう思ってみえるんですけども、尾西とか木曾川というのは、私商工会の会長の立場で皆さんに説明してきましたが、新しいまちをつくる、新設のまちであると。編入でないいわゆる対等の立場でつくるまちだということでやってきましたので、そのような方法で私はやっていただきたいというように思っております。

○丹羽 厚詞委員長

今、今日方式を決めていただきたいというご意見出されたわけですが、今の皆さん方のご意見を聞いても、編入、新設、真っ二つに分かれておまして、これが今日決められるものではないと委員長としても感じておりますし、先ほど古池委員さんの方から編入であれ新設であれ、結局こちらの合併の方式について8ページにありまして、すべて編入合併であっても新たに制定することもできるとか、そういった形で形式、方式というのはあくまでも形式であるということがご発言されたわけですが、私もそのとおりだと思まして、今、方式だけを決めるのではなくて、個々のものを決めていきつつ、どちらがあった方式なのかということと同時に協議していく方が、やはり同じ協議を何度も何度も繰り返して、結局決着を見ないというような流れになりかねませんので、そういったことで本日まず方式をというお話がありましたけれども、同時にいろいろなものを考えつつ、方式も最終的にどちらがマッチしているか、そういったことの協議をしていただきたいと思うわけでありますので、これについてはご了承いただきたいと思ます。

それから、委員長の立場での発言ではございません。これからちょっと委員として一意見をお聞きいただきたいのですが、新市の名称につきましては、私自身も尾西市長としていろいろな説明会で説明してまいりましたときに、先日もお話したかもしれませんが、尾西市民の人にも当然28万の一宮市民が今納得して愛着を持って使ってる一宮市の名前、このネームバリューは大きいものがあります。ですから、もし新しい名前を考えるのであれば、一宮市民の皆さんも納得してその名前がいいと思っただけのような名前じゃないと、それは通りませんよという話はしてまいりました。ですから、そういった形で一宮市の皆さんについては、もう一度一宮市の名前を再認識するという、そういった思いでもいいんじゃないかと思うんですよ。そういった形で、私たちは私たちでもっと新しい名前、これから合併に向けて大きな市になるということでありますので、とにかくスタートは対等の精神でということを考えていきたいという立場で、名前をできれば公募という形で訴えていきたいという願いを、これは一委員としての意見なんですけれども、そういった形で木曾川町長さんとともに先回の合併協議会をお願いさせていただいたわけであります。

とにかく、今の名前を変えようというそういった意向ではないということをご了解い

ただきたいということでありまして、そういった形で持っていければと思います。

また、浅田委員さんの先ほど方式を決めてから名前をとというお話もありました。これは、これにいたしましても、方式が決まってから、じゃあ名前だけ変えろという話でも、じゃあその候補をどうするのかという、ひょっとしたら浅田委員さんの言われたような考え方もあるかもしれませんが、そういった状態においても、やはり名前の候補というのは必要になってくると思います。それでしたならば、その名前を公募して候補を選ぶということはやはり行っていてもいいのではないかと思います。

いかがなものでしょうか。

○川合 正高委員

すみませんが、実は私も町民の方にいろいろこの問題について聞かれたことが実はあるんですが、答えてあるのは要するに編入合併の場合はやはり木曾川町は小さいので、全部一宮市の言うことを聞くかというようなことになりますので、編入合併の場合は名称の方は変えていただきたいということを言わなきゃいかんかもわからんということを申し上げました。

また、新設合併の場合は当然27万の一宮市民の方のことを無視するわけにはいかないので、一宮市そのものを座談の中で取り入れなきゃいけないのやないかというような意見も申し上げましたが、いずれにしろこれ分離して話をするのか、それとも一括にしてこの話を持っていくのか、非常に僕も迷ってるんです。

ですから、今日はそういうことで、自分自身も迷いの闘いがちょっとあるということで、若干考えを整理させていただきたいと、そのように思っているところです。

○山口 昭雄副委員長

名称のことをちょっと第1回の協議会で申し上げたように、時間的に急ぐということでもちょっと今混乱を来しているようですが、方式と名称の関係ということから私の考えを申し上げますと、私としては我々が目指すべきところは、やはりどんな新しいまちをつくるのかということでありまして、そのために例えば今問題になっている名称であるとか新市の計画であるとかいうことで、どれほどの夢を描いているのかということが大切なことだというふうに思います。

その方向に対して、従来言われていましたように、例えば従来言葉ですと対等か吸収かということですね。吸収ということになれば、これは吸収する側のものに全部従うんだというようなことが原則だったと、そういう意識がまだまだ住民の中に多いんですけども、今回の場合は事務局が説明をされたように、例えば原則としてはこうだけれどもそうじゃない例もあるとか、例えば通常はこうだけれどもそうじゃない方法もあるとかいうふうに、すべてが説明されていったということで、私はかなりやはり対等の立場で新市の絵を描いていけるんじゃないかなというふうに今のこの場の雰囲気、あるいは協議会の雰囲気について感じているところです。

そうすれば、やはり我々が求めるべきは実質的に3つのまちがちゃんと物を言って、それぞれの思いを最終的に集約していくということが大切でありまして、方式というの

はさほどこだわるべきことではないんじゃないかというふうに思います。というのは、方式にこだわるとしたら一番何が問題になるかという、議員さん方には若干の身分保障のようなものがありますので、特例としてですね。一番問題は首長がどうなるかということだけだというふうに思います。ですから、そういうことにこだわるよりも実質的に問題を進めていくということが大事だと。

いざ新設ということになると、これは恐らく事務事業に膨大なエネルギーを投入しなきゃいけないのではないかなど。それこそ条例からすべて作り直すというようなこともございますし、大変な作業になると。目指すものが結果として得られれば、そういう無駄と言っではいけませんけれども、そういうエネルギーをむしろもっと効率的にして新市の建設の方に回すべきではないかなというふうに思うわけです。

ですから、方式というのはいくら事務的に効率的に考えていってもいいのではないかな。それよりもこの場の、あるいは協議会での議論を重視していくべきではないかなというふうに思っております。

そういうことから、従来の吸収ということになれば、名前のことなんか尾西や木曾川は何を言ってるかということになりかねないところを、新しい名前をどうやって決めたらいいのかということが今検討できる環境にあるわけですから、それを初めとしてどんどん新しい目指すところについて議論していくべきだというふうに思います。

○谷 一夫委員

今日はちょっと一宮の発言は極めて少ないんでありますが、対等の精神を大変強く意識しておりまして、そんな関係で若干少なくなっておりまして、少ししゃべらせていただきたいと思います。

尾西市の前市長さんが、対等の精神でということ任意協議会の席でおっしゃったわけですが、その前段として方式としては新設なんてことはとても無理だと。編入でこれはいいと、しかし精神は対等でぜひやってほしいと、そのことを文言の上でもどこかに書き込んでほしいと、こういうことを強くおっしゃったわけでございます。

今、木曾川町長さんからもお話がありましたが、この方式は本来は一番最後に決めるのが多分一番納得しやすいんですね。と申しますのは、建設計画の内容、あるいは事務事業のすり合わせの内容が見えてきますと、全部が今川合委員さんがおっしゃった編入になると全部木曾川は一宮の言うこと聞かないかんのかというような誤解があるんですね。決してそうではありませんで、今既に事務事業すり合わせが行われ始めておりますけれども、この部分は木曾川町に合わせる、これは尾西市に合わせるというふうなふうに全部一宮に合わせるということにはなっておりません。

ですから、そういうことがだんだん見えてきますと、決して新設、編入という方式に影響されることはなくて、それはあくまで事務的な手続きの問題であって、合併協議の内容はいささかも変わらないということが多分おわかりいただけるんですね。

木曾川町長さんおっしゃるように、実務的な能率的な方法はどちらがいいかというようなことで判断できるような環境が、多分最後に生まれてくると思うんです。けれど

も、そういうわけにはいきません。ほかのことを決めなきゃいけないから。方式が決まらないと議論できないこともたくさんあるわけでありますので、そういう手順がとれませんからやむを得ませんが、本来はそういうものだと思っております。

ですから、あくまでやはり方式というのはもう少しドライに割り切っていて、事務的に楽な方法をとるぐらいのお気持ちでいていただいた方が、私どもとしてはいいんじゃないかな。これは、別に一宮が大きいから編入でということをお願いしてるわけではなくて、この合併という作業を進める上で、能率的な方法として恐らくその方がよりベターだというふうに思っておりますので、心情的なことはいろいろあるかと思えますけれども、それはもう実際面をこれから見ていただければ、いかにその対等の精神で議論がされいろいろな配慮がされていくかということがおわかりいただけると思えますので、さほどご心配いただくことではなからうかなというふうに思います。

ですから、川合委員さんもぜひご地元ではそういうふうにこれからはお話いただいて、木曾川の方が無用な誤解や偏見を、先入観をお持ちにならないように、ぜひひとつ説得をしていただきたいというふうに思います。

それから、名称の件でありますけれども、浅田委員さんはこういう方式をとるとしこりが残るというふうにおっしゃいましたが、私はむしろ逆で、むしろそういうことで一宮という名称を中心にして議論が起こるということを想定されるのであれば、一度こういうことを手順としてとっておくということがむしろ重要で、一宮がたくさん来たから一宮ということではなくて、一宮の方も納得していただけるような名前を求めるということについては、特に異存はございませんし、尾西市長さんもおっしゃっていただいたように一宮を否定するものではない。あるいは、尾西、木曾川も含めて既存の名前を否定するものではないというところにスタート立っておるわけでありますので、そういう立場から多くの市民の方が合併に関心を持っていただく1つの方策にもなるわけでありますので、そういう関心呼び起こすという意味も含めてこういう方法をとっていただくことについては、それこそ対等の精神で、もう2対1でありますから何と言ってもこれは数からいって負けておりますので、いいのかなというふうに思っております。

○神戸 秀雄委員

では、続きまして一宮の方から発言させていただきます。

前回の全体の協議会の折に、最後に山口副委員長さんと丹羽委員長さんから名称のお話がございます、私が少し大変失礼に新市の建設計画作成等小委員会があるのということをお願いしましたが、そのときにやはり公募というお言葉、ご発言がどなた様からありました。私は、そのときは実は個人的には公募なんてと思ったこともありますけれども、よくよく考えてみますと今日の資料12に載っておりますように、新しいまちをつくるというイメージを高めるとともに、合併に対する住民の意識や機運をより高める、いわゆる意識の高揚のために、現在の2市1町の名称、一宮、尾西、木曾川も含めて、新しい名称を公募するということは市民の方、町民の方が唯一この合併について参画できる1つのエネルギーではなからうかというふうに思うわけです。

あと、何千という事務事業の突き合わせ等につきまして、それはすべて職員さんがやることをごさいます、市民は何も関係することができませんが、この名前につきまして投票する、投函するという事は、それは官製はがきにしろ、折り込みの専用はがきにいたしましても、市民が本当に合併について参画したというのはこのことしかないような気もいたしますので、そういう意味におきましても本当に2市1町の市民、町民の方々の意識の高揚のために私も出したんだと、ただだめだったとかよかったとかいうようなことで、これはぜひ大変いいいわゆるメソッドではなかろうかというふうに思っております。

ですから、そういう中からおきまして、やはり今うちの市長も申しあげましたように、いろいろと誤解もあるようございませけれども、決してそんなものではございませぬので、各事務事業の突き合わせにつきましてもご理解をいただきたいとともに、また膨大なそのようなエネルギーを省くということも、ある面におきましては大事ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

今、谷委員、そして神戸委員さんの方からご発言がございましたが、やはり本日ここで例えば方式を決める、あるいは新市の名称の選定方法を決めるということも今日ここでという必要もなかろうかと思ひます。こういった全体的な決定方式、こういった何を順番に決めるか、あるいはおのおの決めていって最終的に方式を決めるのか、そういったことも含めまして、次回の小委員会までに皆様方また協議いただきまして、ご意見を賜りたいと思ひますけれども、ただ、今出てまいりました新市の名前の公募でという話はもちろん決定ではありませんけれども、できればこういう方式で具体的に検討していくという方向づけだけでも今回いただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○川合 正高委員

資料12、これ当然事務局の方で用意されたということですので、この期間というのは応募期間というのはそれなりの腹案があるかと思ひますが、その辺のところをちょっとあつたらご説明お願いします。

○伊神 正文事務局課長

応募期間でございませぬが、今、委員長さんの方のお話がありましたように、今日これで決定というわけにはいかないと私ども事務局の方も考えておりますので、次回のこの新市建設計画作成等小委員会ですなれば、ここに少しアレンジが加わる格好でも別に構いませんけれども、ご決定いただきて9月30日の全体の協議会で最終的にご決定いただきたいと考えております。それから、公募の準備に入ることになってまいりますので、先ほど説明しました協議会日より、9月1日、11月1日という隔月発行の予定でございませぬが、これに合わせまして10月15日号というのを特別に発行させてい

ただいて、これで住民の皆さんに周知を図りたい。締め切りは、今の段階で何日というふうには決定してございませんが、11月中旬を目途に設定してまいりたいと思います。

その後、集まったものを皆さんにまたいろいろご審議いただき、最終的には年内の12月25日に、これは第4回になりますでしょうか。12月25日の全体の協議会でご決定をいただくのが私どもが考えているスケジュールということでございます。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。

それと、今具体的な案を提示させていただいたわけですが、この新市名称の決定方法につきましては、本日の案を一旦持ちかえっていただきまして、次回的小委員会で皆様方にご協議していただきまして、その案件を合併協議会の方に持っていきたいと思いますので、そういった形で決めさせていただきましてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

それでは、またもう1件の方式については、先ほども申し上げましたように、これも全体的な流れの中でどういうふうに決めていくかも含めて、また徐々に協議していくという形で行っていきたいと思います。

それでは、先ほど事務局の方から説明いただきました方式と新市の名称以外の残りました合併の期日ですとか新市の事務所の位置、財産の取り扱い、地域審議会の取り扱いの4項目でありますけれども、これらは説明がありましたように次回以降協議に入っていくということでご確認をしたいと思います。

それで、合併の期日につきましては、説明にありましたが、検討協議会での確認事項として合併特例法の期限である平成17年3月を合併期日の目標とする、そういうものがございます。この確認事項を尊重いたしまして、法定協議会においても再度確認することといたしまして、他の基本項目の協議など、ある程度道筋が見えてきた段階で改めて特定の期日を挙げて協議するという形で進めたいと思います。

また、財産の取り扱いにつきましては、方式のいかんにかかわらず結果は同じでございますが、新市に一元化されるという調整方針の書きぶりが合併方式によって変わるということで、書きぶりが変わるということだけでございます。合併方式決定に合わせて、改めてこれについては結果は同じでございますので、合併方式の決定に合わせて協議するというようお願いしたいと思います。

それから、新市の事務所の位置についてでありますけれども、住民への利便性、地域バランス、庁舎のキャパシティ、合併のメリット、さらには建て替えということが現実的では余り考えられないのではないかという思いも多少あることもありますと、現一宮市役所を本庁とする分庁方式という、先ほどの説明の中に分庁方式というのもございま

したが、こういった形がまず考えられるのではないかということもあるわけでありますが、そういったことも含めて、今後事務局のたたき台の案等をつくっていただきまして協議していきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。いや、こういう方式に限らず、こういうご意見もあるかと思いますが。

これは、ここで解決するわけではありませんが、案、たたき台としてそういう分庁方式という案を出させていただいて、これから協議していくという形で進めさせていただきたいと思います。

それから、最後の地域審議会の取り扱いでありますけれども、これも次回以降事務局からそういったことについての案、意見を出していただき、たたき台を出していただきまして、これも次回以降協議を重ねていきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

あと、合併の期日、新市の事務所の位置、財産の取り扱い、地域審議会の取り扱い等4項目につきまして、ただいま申し上げましたようにさせていただければと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽 厚詞委員長

それでは、このように取り扱わせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして残っております7、新市建設計画にかかわる事項について事務局からの説明をお願いします。

○伊神 正文事務局課長

それでは、先ほどの次第でございますが、37ページ、資料10をお願いいたします。

新市建設計画作成の基本的な考え方でございます。これは、前回の全体の協議会でお示ししてご説明申し上げました。概ねこの内容をご承認いただいたというふうに考えておりますので、この形態をもって今後進めていきたいというふうに考えております。

38、39、40、41、すべてこの前お示しさせていただきましたものでございます。これを踏まえたという格好で、別表のお配りしてございます新市建設計画策定に向けてという資料の方をお願いしたいと存じます。

はねていただきまして、目次が書いてございまして、2ページのところに新市建設計画の基本的な枠組みというのがございます。まず、この計画の位置付けといたしましては、一宮市、尾西市、木曾川町の合併後のまちづくりの方向性（マスタープラン）と書いてございますが、を定めるとともに、その実現を図ることにより旧2市1町の速やかな一体性の確立及び地域の個性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものというふうに記してございます。

2の計画の構成といたしましては、基本方針、これを実現するための施策・主要事業、公共施設の統合整備及び財政計画、これを中心に構成するものとしております。期間としては、合併年度及びこれに続く10年間ということでございます。

はねていただきまして、3ページから少し長くなりますけれども、簡単に新市を取り

巻く環境ということで、基礎データの紹介をさせていただきます。3ページでございます。まず、人口は2市1町の人口36万人は平成12年の国調ベースでございます。年少人口のところで、15歳未満の人口は平成2年の6.3万人から平成12年には5.7万人、32年には4.5万人まで減少する、少子化傾向がここで見てとれます。高齢者人口についても、平成12年の14.7%から32年には26.9%に上昇し、超高齢社会の到来が見込まれるというふうに謳っております。

右の4ページの一番上、年齢区分別人口・構成比の推移のところ、平成12年の合計を見ていただきますと、36万2,726ということで、これ5年刻みでございますのでここがトップかどうかわかりませんが、平成22年の37万1,049をピークにして平成27年は36万8,971ということで、もう人口減の時代に入ってくるというのがおわかりいただけるかと思っております。

少し飛びますけれども、このページの地域の特性のまとめといたしまして、2市1町においても全国、県と同様に少子高齢化の進展が見込まれるということ。それで、その対応策としまして子育て支援などの少子対策、あるいは地域特性に応じた、超高齢社会に対応した行政サービスの提供が問題であろうということを記しております。

はねていただきまして5ページお願いいたします。生活圈となっております。通勤、通学で一宮市を中心とした通勤・通学面での結びつきが伺われるということで、2市1町内の就業率が60%ということであります。ただ、これについては一宮市の中心性がやや弱まっている傾向にあるのかなということになっております。商圈・買い物についても、下の方に書いてございますが、木曽川町では地元大型店の立地により、自町内の購買率が高まっており、商圈としての一体性は維持しつつも、一宮市の吸引力は低下傾向にあるということになっております。この模様を、6ページの一番上の一宮市の吸引力の推移という表に表させていただきました。

木曽川町の買回品、準買回品等の伸び率が平成3年と12年比べると下がっているというのが、先ほど申しあげました大型店の立地によりこういった傾向が出ているのかなということが伺い知れると思っております。

地域特性のまとめといたしましては、他地域と比較して、まとまりや結びつきが強いと。けれども、中心となる一宮市の吸引力は低下傾向ではないかということがわかります。対応方向としては、地域の結びつきに即した行政サービスの提供が必要であろうと。あるいは、一宮市の拠点性の向上が重要であろうということを謳っております。

7ページをお願いいたします。地勢・自然特性として、面積でございますが、2市1町が合併しますと1万1,391ヘクタール、これは県内では新城、瀬戸とほぼ同じ面積になるということを書いてございます。土地利用としましては、面積の3割を農用地が占めているということで、自然環境を生かした交流・レクリエーション空間が整備されているということを記しております。自然災害についても、こちらの地域は強化地域には指定されてございませんけれども、地震に対する十分な防災対策が望まれるということと、風水害状況から治水の面の対策も重要であるというふうに謳っております。

8 ページのところで、課題と対応方向としましては、木曾川という環境がございますので、水環境、緑を生かした豊かな住環境と潤い空間の整備、あるいは交流・レクリエーション空間としての木曾川の活用が課題になってくるであろうというふうに記しております。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。産業経済でございます。この地域は、繊維産業を中心として商工業が発展してまいりました。しかしながら、近年は二次産業の比率が低下して、第三次産業の占める割合が高まっているというふうに記してございます。ちょっと見にくいのでございますが、このページの中段で産業大分類別就業者数というのがございます。すみません。この木曾川町の曾が旧字になっておりまして、大変失礼をいたしました。

ここで、昭和55年、1980年の第二次産業の2市1町の合計、就業者数でございます。7万9,638が右の方を見ていただきますと平成12年の二次産業、7万3,301人ということで減ってきております。逆に、第三次産業の合計が7万6,501ということから、平成12年には11万という数字になっておりまして、第三次産業の伸びがわかるかと思えます。

それから、工業の面でございますけれども、今まで事業所数、それから従業者数で繊維が占めてまいった割合が高かったわけでございますけれども、近年は一般機械とか電気機械の割合が増加している。これは、10ページの図表の棒グラフでおわかりいただけるかと思えます。

商業としましては、年間販売価格は2市1町合計で県内5位に相当いたしますけれども、国道22号線を初めとする郊外店舗の立地等で、一宮市の商業拠点性はやや低下傾向にあるのではないかとこのようにまとめております。

この地域の課題といたしましては、既存産業の高度化、あるいは新規産業の育成・立地誘導が問題であろうと、あるいは、商店街など地域商業の活性化、これも課題となってくるというふうにまとめております。

はねていただきまして、11ページをお願いいたします。都市基盤でございます。交通基盤としては鉄道、あるいは高速自動車道のインターが立地し、広域交通の結節点であるということはこの地域の特色ではなかろうかと思えます。それから、都市計画区域の中で、市街化区域は約3割でありますけれども、この地域の特性として調整区域も集落、あるいはD I Dが広く分布して、多数の住民の方が居住してみえると。これは12ページのD I Dの変遷というちょっと見にくいんですが、図があります。これで、この集中地区の拡大が見てとれるのではないかとこのように思えます。

それから、生活基盤でございます。すみません。ここのところが、先ほど正誤表を出させていただいた文章でございます。正しくは、下水道の普及状況は一宮市36.4%、尾西市及び木曾川町0%、地域全体では24.9%となっておるということでございますので、改めて訂正方、よろしくお願ひしたいと思えます。

12ページの地域特性のまとめといたしまして、広域交通基盤の結節点であるということと、都市基盤の整備水準はやや低いというふうに記しております。そこの対応方法と

しましては、当然ながらこの結節性を生かしたまちづくりが課題であろうと、重要であろうと、あるいは生活基盤の充実・強化、これも今後の課題であるというふうに謳っております。

恐れ入ります。13ページ、14ページをお願いいたします。歴史・文化となっております。まず、それぞれの市町の歴史・沿革でございますが、一宮市は尾張の国一宮が真清田神社であったことから、その門前町が一宮と呼ばれ、大正10年市制施行により一宮市になったというものでございますが、この前身の一宮村、これが明治11年郡区町村編成法の施行により一宮村となる。その後、市制町村制の施行により、明治22年12月に一宮町になったというのが前身でございます。

尾西市は、昭和30年1月に起町と朝日村が合併し、市制を施行したと。市名は、古くからこの地方一帯を示す言葉である尾張西部の略であると思っておりますが、尾西に由来しているということを記してございます。

木曾川町は、明治39年に黒田町ほか2村が合併し、明治43年に町名を木曾川町と改めたという由来がございます。

歴史・文化資源としては、この地方ではかなりいろいろなものが存在しているということでございまして、13ページの図には地域資源の状況ということで歴史・史跡・伝統・祭りといったものが、もちろんこれだけではございませんけれども、主なものをまとめてございます。

14ページの図には、地域資源の状況ということで、文化施設やそれぞれの市町のイベントを書かせていただきました。

この地域の特性のまとめといたしまして、歴史、文化の蓄積が豊富ということでございますが、今後の対応方法としましては、この歴史的、文化的資源の保全、継承と活用が課題であろうというふうにまとめております。

15ページ、16ページをお願いいたします。地域コミュニティー・市民参加でございます。ボランティア活動の中で、現在2市1町では7団体がNPO法人として活動しておみえになります。その表が下表でございます。また、市民参加の状況といたしましては、道路、公園などの公共施設管理への住民参加、あるいは住民が主体となつてのまちづくり活動、さらには事業計画策定のワークショップというような形でさまざまな形で市民と行政の協働が取り組まれているという状況でございます。その状況が、16ページの市民参加活動の状況ということで添付させていただきました。当然のことながら、今後の対応方法としてもこの地域住民、コミュニティーと行政の協働によるまちづくりが重要になってくるであろうというふうにまとめております。

17ページをお願いいたします。行財政運営ということで、職員は、これは一般職員でございますけれども合計が1,157人、この下表のところでそれぞれ市町の人数をまとめております。人数構成としては、50歳前後のところと20歳代後半が少し多いという特性が出ております。財政力指数といたしましては、一宮市が0.79、木曾川町が0.69、尾西市が0.68となっております。それから、地方分権、行財政改革の欄では、合併すれば2市

1 町は政令市に継ぐ行政権限を持つ中核市としての要件を満たすということになってまいりまして、中核市になればでございますけれども、住民に身近な保健、福祉などの行政サービス提供が可能となるというふうにまとめております。

現在の2市1町の広域連携といたしまして、基本健康診査、子宮がん検診の広域化、保育所の広域入所、あるいは地域情報化計画の策定、図書館の相互利用というようなことが行われておりまして、また一部事務組合として、尾西特水と尾張農業共済事務組合がございます。

18ページの方には、平成13年度決算の財政状況の比較が載せてございます。ちょっとおわびとかおことわりをさせていただきますが、この中ほどにあります財政力指数、3カ年平均となっております。先ほど、私が述べました財政力指数と若干乖離がございます。これは、先ほど申しましたのが、平成13年度単年度の財政力指数で、この表の中は平成11年から13年の平均でございますので、若干乖離がございます。よろしくお願ひしたいと思います。

19ページでございますが、先ほどご説明を申し上げました政令指定都市、中核市、特例市等の区分と申しますか、人口要件、それから業務内容を簡単でございますがまとめてございます。この地域の特性のまとめといたしまして、各市町とも財政状況はかなり厳しいものがあるということを謳っております。課題といたしましては、中核的都市としての行財政基盤の強化がこれから重要になってくるというふうにまとめております。これが、基礎的な資料のまとめでございます。

次に、20ページ、2市1町のまちづくりの動向となっておりますが、これは現在の2市1町の総合計画の概要を示させていただいております。将来像として、一宮市が「『心のゆたかさ』があふれるまち」、尾西市が「心ふれあう緑豊かな複合産業都市」、木曾川町が「新しい時代を紡ぐ水と文化と心のまち“きそがわ”」というふうになっております。その下段のところには、参考として今までの1次から4次の将来像を書かさせていただきました。

恐れ入ります。21ページをお願いいたします。お配りいたしました総合計画の中に明記されている事項でございますけれども、それぞれ2市1町で指摘されている、総合計画で指摘されている将来の展望と課題を書かさせていただきました。①の地球共生時代、②の少子・高齢時代、③の高度情報時代など、現在の行政を取り巻く7つの時代認識を掲げさせていただいております。

次に、22ページでございます。3の新市建設の基本方針となっております。このところが本日のポイントでなかろうかというふうに思います。新市の将来像の体系図となっておりますが、基本理念があり、その下に将来像があり基本方針がこの下にあるということで、大体この体系としてはこのようにまとめられるのではないかとこのように思います。

基本理念としては、①から③まで丸数字が3つ書いてございますが、3つに限定するわけではなく、3つか5つぐらいの要素を加味しながら基本理念を構築し、この基本理

念から導き出される将来像がその下にあるのかなど。将来像を作成するための基本方針として7つほどの方針が考えられるのかなというふうに構成させていただきました。

はねていただきまして23ページでございますが、この基本理念、あるいは将来像等をこれから考えていただくときのまちづくりのキーワードをランダムにまとめてみました。今現在のトレンドの中で、こういった言葉がキーワードになってくるのかなということでございます。

次に、24ページからは基本理念、将来像を構成するための検討材料ということで、1つのお考えいただくための参考、あるいはきっかけとなればということで書かせていただいたページでございます。まず、「活力」でございます。人口減少時代、産業がやや低迷するこの時期に、求心力を持った中核都市を目指すには活力が欠かせないということございまして、合併を契機に人あるいはまちが元気になるまちづくりを目指したらどうかということを書いてございます。

25ページでございます。「継承」、これは言ってみれば合併独特の言葉ということが言えるかもしれませんが、それぞれの市町の歴史、文化の伝承が大切であるということやうたっていると同時に、新たな文化創造と情報発信の重要性をこのところで記しております。

次に、下の「安心」でございます。安心については、いつの時代においても重要なテーマであり、安心して健康で豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指すというふうなうたっております。

26ページでございます。「共生」、この言葉は最近よく耳にいたします。現代における大きなトレンドの1つのではなかろうかというふうに考えております。地球環境に配慮した循環型社会を目指したまちづくりを考えていきたいというふうにここでは記しております。

その下の「協働」でございます。住民と行政とのパートナーシップの意識を大切にしながら、NPO、ボランティアといった形での住民参加を進めることが重要であるというふうに記してございます。

27ページをお願いいたします。「自立」、これは合併することで、これまで国や県の責任であった権限を譲り受けることで自己決定権が拡充されるのに伴い、地域間競争下での責任ある行政運営が重要であろうということで自立という言葉を書き記してございます。

次に、「契機」でございます。これは、いささか少し趣が異なってまいりますが、合併をターニングポイントといたしまして効率的な地域経営を目指したまちづくりの展開が重要であろうというふうにまとめております。

28ページ以下は、先ほど説明いたしました基本方針であり、これは将来像を実現するための方針を示したものであります。

29ページは、この基本方針を受けて、具体の事業を掲げ詳細に記述したものであります。31ページ、32ページでございますが、31ページについては公共施設の適正配置と整

備、あるいは32ページ、財政計画の作成方針となっておりますが、こういったものが新市の建設計画の構成の中で重要な要素となってくるというご理解を賜りたいと思います。

少し急ぎましたけれども、私からの説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいま説明が終わりましたが、ご質問等ございますでしょうか。

当委員会には、4号委員さんとしてまちづくり等に今までも経験豊かな立場として、日本政策投資銀行の神藤さんに参加していただいております。もし、まちづくりに対するの基本理念等、何かございましたらご発言願いたいと思いますが。

○神藤 浩明委員

やや総花的な話になるかもしれませんが、こういった新しいまちづくりについては、もう全国各地で皆さん今非常に課題になっているところだと思うんですけども、どこか1つの成功例が出ると、それを我がまちにということそのままそれを移そうとするということになるケースも往々にあって、それが実は地元の再生には必ずしもうまくいかなかったというケースも見てると多々ありますので、やはりこの地域の住民ニーズが本当にどこにあって、どのぐらいの規模でのまちづくりが望ましいのかということをやはりちゃんと踏まえた上でこの地域の売りになるような、余り総花的でないまちづくりをぜひ目指していただきたいなということ、まずはちょっと申し上げたいなと思います。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

こういったまちづくり、あるいは新市建設計画についてフリートーカーのような形で皆様方に本日はご意見賜れば幸いですけれどもいかがでしょうか。

各市町のこの総合計画も、本日手渡された方がほとんどかと思えます。これから、ご研究いただきましてご発言いただければと思うわけですが、そういった中でも。

○谷 一夫委員

ご発言がありませんので、時間があいてはもったいないですから、少し余分なことを言わせてもらいたいと思います。

私、実は今日初めて尾西市と木曽川町さんの総合計画を拝見いたしました。今、自分で我が身を顧みて、これはいかなんだなと実は思っておるわけでありまして。私どもは、常日ごろ広域行政という言葉や常言ながら、例えば図書館を共同で使うようなシステムをつくろうとか基本健康診査を相互乗り入れでやりましようとか、あるいはエコハウスもどうぞ木曽川の方も尾西の方も自由にお使いくださいとか、そういう意味ではいろいろと取り組みをしてきたわけでありましてけれども、極めてこれは表面的なおつき合いであったなということ、今しみじみ思っておるわけでありまして。この今の資料の中の一番最後に契機という言葉が書いてありましたけれども、合併ということが契機にな

ってお隣の町のいろいろなことを改めて今勉強させていただく機会になったなど、そんなふうに思っております、ある意味反省を込めてそんなことを思っております。

どこのまちの総合計画を見ましても、これは当然のことですけれども、計画の期間が10年なんです。尾西さんだけは少し長くて12年ですか。大体10年というのが基準になっておるわけでございます。これは、ある意味仕方のないことではありますが、私どもは首長としてやはりもっとも10年ではなくて長いスパンで物事を見ていかなければいけない、考えていかなければいけないということを常日ごろ自ら言い聞かせておるわけですが、現実には市政の仕事に携わっておりますと、なかなかそういうゆとりがなくなって、どうしてもこの10年スパンの総合計画に縛られる。もっと言えば3年スパンの実施計画に縛られるというような、どんどんスパンが短くなっていくような日常を送っておるわけでございます。本当に合併を契機にして一遍ここで一度立ちどまってゆっくりという時間があるかどうかわかりませんが、考えてみる必要があるなということを今思っております。

今、この計画は当然10年スパンで、とりあえず書かれることになるかと思いますが、それはそれでももちろん構わないと思っておりますけれども、その陰にベースとしてもっとも長いスパンの考え方、物のとらえ方をしていく必要があるんじゃないかということを思います。

10年といいますと、ある程度いろいろな予測が可能な期間であろうというふうに思いますが、これが20年、30年、40年、50年となりますと、本当にこんな予測ができるのかということにもなりかねないわけですが、間違いなく正確に、ほぼ正確に予測できることが幾つかありまして、例えば1つは高齢化という問題ですね。この10年後の平成27年でしたかのデータを中心に記載をしてありますが、実は私ここに平成15年版の高齢社会白書のコピーを一部持ってきておって、さっきから見ておるんですけども、平成27年は確かにさっきおっしゃったように全国のデータですけども高齢化率は26%、要するに65歳以上のお年寄りが26%ですね。そのうち、75歳以上のいわゆる後期高齢者という方は12.5%とこういうふうに予測をされております。これが2050年になりますと、平成62年となりますが、65歳以上の高齢化率は35.7%、そして75歳以上の後期高齢者のパーセントが21.5%とこういうことになるわけでございます。お年寄り全体で見ると平成27年、2015年には大ざっぱに言えば4人に1人ですが、それが2050年になりますと、3人に1人、もしくはそれよりももう少し高い割合でお年寄りが増える。しかも、そのうち後期高齢者75歳以上の方が5人に1人になるというようなすさまじい高齢社会がまず間違いなく来るだろうということでございます。

ですから、この合併を契機にしたまちづくりは、やはりこの辺までを視点に入れて、つまり3人に1人が65歳以上、そしてまた5人に1人は75歳以上のお年寄りの住むまちになるんだよということを見据えたまちづくりを考えていかなければいけないか。そしてまた、それに伴って環境面もこれから数十年後にはいろいろなことで変わってくるかと思っておりますので、そういった環境に負荷の少ないまちづくり、そういった視点

が長いスパンで考えて、そのうちの最初の10年を切り取った計画をつくるというようなことが必要であろうということを思います。

それから、もう1つ12ページのD I Dの変遷という絵が出ておりますが、D I Dというのはちょっと耳慣れない言葉でありますけれども、人口集中地区ということで、この市街化区域ではないところに自然発生的に人口集中が起こって、たくさんの方が住んでいらっしゃる、そういう地区、一宮にもたくさんございますし、尾西にも木曾川にもたくさんあるわけではありますが、そういったものを見ますと非常にすさまじい勢いで広がっていく、こういったことが平成27年でしたか、ピークにして人口が今度減ってくる時代に入って行くわけありますから、そういうことを見ますと、このままで放置していいのかということもあろうかというふうに思います。

そういうこととかも含めて、いろいろな意味で少し長いスパンでこの計画は考えた方がいいんじゃないかと、そのようなことを今、これを見ながら思っておりましたので、話題の口切りとして少し述べさせていただきました。

○豊島 半七委員

ここに一宮の総合計画がありますけれども、実は私過去3回にわたりまして、ということ、ここに出ております2001年から2010年も含めまして、総合計画審議会の会長を務めさせていただきました。今、私は内心忸怩たるものが実はあります。それはどういうことかと言いますと、ここに記載されてるようなことが実際どれぐらい実行されているだろうか、私自身チェックしておりませんが、そういうことを考えますと、やはり生きた計画でなきゃいけないということを思うんです。

ここに、契機ということがありましたけれども、私はその産業界なものですから、経済面からちょっと物を考えますと、この合併ができるとすれば、これを1つの契機といたしまして本当に新しい産業構造を見直す必要があるんじゃないだろうかというように思います。たまたまこの地域にはインターチェンジ、ジャンクション、それから水が豊富でありまして、この前何か見てましたら、誰かが言っておられましたけれども、この次にももしも大戦があるとすればそれは恐らく水争いだろうということを言っておられました。

水のことにつきましては、日本でも古来水争いという言葉があるぐらいですから、水というのは生活する上でも産業にとりまして、大変な重要な資質でございます、そういったものも考えますと非常に発展する可能性がある都市であるというふうに私は思います。

今までは、確かにこの地域は繊維が中心でございましたけれども、繊維の環境というのはグローバル、世界的な視野で見ますと非常に変化をしております。私、繊維に関して言いますと、いわゆるナンバーワン企業という考えの時代は終わったと、オンリーワンの企業でなければいけないと。どこの会社もまねできないものをつくっていくと、どこの会社もまねできないような販売をしていく、ということを考える時代ではないかというように思いますし、そのことを考えますと絶対的に成長する分野というものがある

はずでございますので、そういうような方面に、産業構造を急に変えうるものでは当然ありませんけれども、牛歩でも結構ですけれども、とにかく変えていくんだという大きな目標を持って進むべきではないかなというように思っております。

私自身が繊維産業に身を置いているわけでありましてけれども、その繊維がだめだということをおしは申しているわけでは決してありません。昨日もたまたま新聞に出ておりました。尾西の機屋さんが岡崎地区が中心でありましたガラ紡の織機を使って、それで織物をつくっておられて、その試作期間が終わってよいよ商品ができたということで、大変おもしろい織物ができて、もう既に販売の方に向かっていているというような記事が出ておりましたけれども、今は、やはりそういうことをやる時代ではないかなと。これは、恐らく繊維に限らずほかの業種でも一緒だろうというように思うわけでありましてけれども、そんなことをこれを1つの契機として夢のある産業を描いていくと。やはり産業が発達して利益を上げることが、やはり市の財政を豊かにし、福祉なりいろいろな面で、それが糧になるわけでありまして、ぜひ先ほど申し上げましたようにこれを契機としてひとつ考えていきたい、また、いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

この件につきましては、合併協の皆様方本当に新市にかけるそういった情熱、あるいは今お話にありました契機、この契機に何とかという思いが強いのと思います。この先も今からもお伺いしていきたいと思いますが、実はちょっとすみません。委員長の不徳のいたすところで全く休憩をとっておりませんでした。5分ぐらい、協議事項自体はこれが最終なんですけれども、ひょっとしたら我慢されている方もいらっしゃるかと思います。5分だけそういったことでちょっと休憩をとりたいと思います。

午前11時46分 休憩

午前11時51分 再開

○丹羽 厚詞委員長

それでは、会議を再開したいと思います。

それでは、佐野委員さん、お願いいたします。

○佐野 豪男委員

どうも失礼します。

先ほど、谷市長さんのお話を聞いておまして、尾西の市長さん、木曾川の町長さんも大体お三方お考えは、合併の方式なんかでも合っていると、気持ち合っていると私拝察いたしました。

私ども一市民にできるだけ合併の今の進み方なんかをわかるように、折々ひとつPRしていただきたいと。長いものには巻かれたくないようなお話も出てましたが、谷市長

さんのお話によりますと木曾川町とか尾西市の事務のすり合わせなんかも取り入れてみるお話がありました、初めて私聞きましていいなと感じておりますので、ぜひそういう点、一市民の方にPRしていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

○山口 昭雄副委員長

それでは、今佐野委員さんの方からも出ました事務のすり合わせにもちょっと触れながら、2つほど意見を言わせていただきます。

まず、やはり合併の今後の姿というのは、具体的な事務事業のすり合わせ、あるいはこういうところでの意見交換によってにじみ出るようにして生まれてくるようなもの、姿と、それからこの地域性とか時代を先取りしながら新しくこう建設していきたいというものの両面から完成していくと思うんですが、その事務事業のすり合わせ、大変今精力的に実際に職員が行っておりまして、平常の職務と並行しながらやっておりますので、本当に大変な作業なんです、こういう中で事務事業のすり合わせだけでは済まない問題があります。

例えば、木曾川町で保健と福祉の統合ということを機構の上でも行ってまいりましたが、こういった問題、じゃあ新市ではどうしていくかということになると、事務事業のすり合わせで2つのまちがやっていない、1つがやってるといようなことで、じゃあこれはもう2つのまちに合わせていこうとかいうような単純な問題ではないということがたくさんあります。

そういうものについては、例えば新市の組織、機構の見直しというところまで問題を発展させていかなければいけない。そういうような議論は、例えば総務文教小委員会の方でまず行っていかれるんじゃないかというふうに思っておりますが、ぜひ事務的に何ともならない部分、本当に大きな改革を伴わないと解決できないようなものについては、そういうダイナミックな変革というように踏まえて検討がしていけるように、小委員会とか協議会が機能していかなければいけないというふうに思いますので、ひとつそのように事務局の方もまたこの小委員会、協議会の方も体制を整えていただきたいと思いますというふうに思います。

もう1点はそれにも関係していきますが、先ほどの少子高齢化などの今後の見通しなどを踏まえて考えましても、やはり新しい市が誕生する、それには新しい自治組織といえますか自治体制というものが伴っていくべきであろうというふうに思います。これは、ほかの事例でもいろいろ出ておりますが、経過措置的にそれぞれの旧市町の権限を残すとか、新しく自治組織をいわゆる地域内分権という考えでつくっていくとかいうようなものがあります。具体的には、この11月に国の方の結論が出されるというふうに思われますが、新自治組織の実現ということについてもちゃんと念頭に置きながら、合併論議をしていかなければならないと思っております。このことは、例えば全体の大きさ

が大きくなってくると、単位の大きさが今のままでいいのかというような問題がありますし、先ほど来の資料で見ます少子高齢化の問題とか、あるいは市の様子の変遷ですね。市町の様子の変遷ということから考えますと、例えば将来年寄りばかりになるというような恐れのある地域も出てくるでしょうし、全体に枠を広げていかないと、地域を支える若い人がどんどん減っていく。そうしたときに、自治のあり方をどうするのかという方向で考えていかなければならない問題もあるというふうに思います。

ですから、そういうふうにこれは例えば新自治組織の問題は平成17年4月以降の問題だというふうに考えるのではなくて、当然法に基づいて新しい制度が誕生していくとしたら、それを見越してそれに乗っていけるような新市づくりというものをやはりやっていかなければならないというふうに思います。

ですから、その2点、つまりやはり行政改革というものをダイナミックに行っていく契機でもあるというふうにこの合併をとらえていかなければいけないのかなというふうに思いますので、その辺のところをこのまちづくり小委員会としては特に意識をしながら進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

○古池 庸男委員

私の立場から一言だけお願いしていきたいのは、こうして大きな新市になるわけがありますので、その一方、翻ってみますとまさに広域化の時代でありますので、この2市1町が新市になったときに周辺に及ぼす影響は大きいと思いますね。ですから、建設計画の中でどこまで入れるかわかりませんが、そうした周辺への目を持つ、つまり広域的な目の中でこの2市1町がどうあるべきかというような観点からの検討を加えていただきたいということです。

それは、ひいては実は市町村合併がどんどん進むということは、愛知県のあり方もまた変わることになるわけですから、我々自身に対する提言でもいただけたらという思いが実はあるわけであります。県の方でも、今いろいろなこうした市町村合併、あるいは大きな地方分権の流れの中で、一方県のあり方がどうあったらいいのかということを実は模索しております。また、その県のあり様もどういう体制がいいのか、広域的なものがどういうふうに持っていったらいいのかということも、実は一方では検討し始めておりますので、こうしたせっかくの市町村合併が進む中で、大きなまさに尾張地域の核となるご当地でありますので、そういう影響力も大だと思います。愛知県内はもちろんでありますけれども、川向こうも大きく目に入れながら、この地域全体をどういうふうに持っていくのか、そのリーダーになるんだというふうなことで、少しでもその意気込みというんですかね、新市の誕生するある意味では夢になるかもわかりませんが、そうしたものを触れていただく中で、繰り返しになりますけれども県への提言をい

ただけたらと思っております。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

このまちづくりの基本理念ですとか、新市建設計画というのは、先ほど谷市長さんが言われたようにいろいろ事務事業のすり合わせ等、そういったことに関するこれも基本、もととなるものでもありますし、全体の協議の一番の認識、お互いが理解し合って協議していく中でのやはり一番の根幹となるものであると思います。

皆様方にお配りされているこの資料ですね。これは、まだまだこれが完成では決していないわけです。皆様方からこれからどんどんと協議いただいて、これをつくり上げていくというそういったことで、この小委員会で進めていかなければならないと思いますので、もっともっと新市建設に対する基本方針、あるいはまちづくりに対する基本理念、これからもご発言いただきたいと思いますけれども、例えばこの委員の中ではただ一人の青年代表として参加していただいております上田委員さん、何かございますでしょうか。

○上田 芳敬委員

すみません。ご指名ありがとうございました。

私、ことし40になるんですけども、多分この中で一番若いということなんですが、失礼しました。大変失礼しました。普通40と言えば、私たちが普通の若い人たちから見ればおっさんの域に入ってしまうわけなんですけれども、非常に一宮市、木曽川町、尾西市ってあるんですけれども、私自身の感覚としては非常に似た市町じゃないかなというのがすごく感じられるのがあるんですよ。

D I Dってよくわからんですが、12ページのD I Dのこの人口分布なんかを見ますと、やはりJ R線の人口集中と木曽川河畔の人口集中というのが見られるので、そんなことで新しいまちづくりに関していろいろなキーワードが出てくると思うんですけれども、意外といろいろな意見が出る中では同じような感覚になってくるんじゃないかなと思ってるんです。尾西市でも、やはり先ほど豊島委員さんがおっしゃったように、繊維というのが非常に大きなキーワードになってますし、あるいはその自然ということになれば木曽川というのは大きなキーワードになってくると思いますので、そういった部分で尾西市の総合計画余り読んだことがないので、恥ずかしいお話なんですけれども、読むとやはりかなり似てくるんじゃないかなというふうに思ってます。

そんなことを今思っておりますけれども、ただ、これから具体的にそういうまちづくりに対しての基本理念とか将来像というのをこれから決めていくわけなんですけれども、非常に問題がいっぱいありまして、どういうふうに進めていったらいいのか。どうやって考えたらいいのかよくまだ自分自身でわかっておりませんので、その辺を逆に委員長さんの方からこういうような方法で何かこう決めていきましょうよとかいうのがあれば、非常に私はわかりやすいのですが。

すみません。よろしく申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

女性代表、そして一番若い委員さんであります杉本さんもしございましたら。

○杉本 尚美委員

私自身は、この2市1町という地域は、説明の中にもありましたように、広域交通の結節点に当たるということで、将来どんどんこれから新しいまちができていく中で、とてもいい立地、とてもいい条件にある地域なんじゃないかなということを考えています。

その中で、産業、経済的にもそうなんですけれども、いかに豊かになっていくか。そして、そういう産業だけでなく私はこれから心が豊かに、いかにになっていくかということが、これからの時代、重要じゃないかなということを考えてまして、この合併を契機に2市1町、それぞれ人の交流やいろいろな交流が始まると思いますが、その中でここに住んでいる人たちがいかにお互いに心を育てあっていくか、そういうことを中心に新市の計画等を考えて議論していけたらいいんじゃないかなということを考えています。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございましたら。

はい、川合委員、お願いします。

○川合 正高委員

この新市建設計画の構成の中の5番目の保健・医療・福祉の充実とあるんですが、この私どもの町で今問題になっているのが、よく聞く言葉が合併によって。

○丹羽 厚詞委員長

すみません。ページ数を。39ページですか。資料10ですね。

○川合 正高委員

一応、声が出てくる言葉が、2市1町が合併して一番問題になるのは、福祉関係の後退があるんじゃないかということを町民の方が言われるもので、昨日も実は町友会といって、先輩議員さん達の会合がございました。その中でも、やはり会長さんのごあいさつの中にも合併を否定する福祉の後退があってはいけないので、できるだけひとつそういうことのないようにというようなお話もございましたが、私からお願いしていきたいことは、それぞれの首長さんは特にすり合わせでこういう問題が不利なことも起きるといふこともありますので、できたらひとつ福祉関係には絶大な寛大な考えを持っていただきたいということをお願いしておきます。

○丹羽 厚詞委員長

ただいまの件につきまして、個々については厚生小委員会の方でご協議いただくことになるかと思いますが、基本理念としてそういった福祉を何とか処置をとということでありますね。

ほかにごございますでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

組織、機構も含めた見直し、すり合わせということについては、総務文教小委員会でとりあえず図っていかれるということでもいいのでしょうか。

○伊神 正文事務局課長

お答えさせていただきます。

資料の3ページでございますけれども、13番目に事務組織及び機構の取り扱いというふうに記してございまして、総務文教小委員会の所管ということになっております。

○山口 昭雄副委員長

それでは、そういうところに各事務事業のすり合わせでいろいろな分野から出てくると思いますが、それにかかわるような問題はここに集約できるように、ひとつそれぞれの市町の現在の作業に対して、指導をお願いしたいと思いますが。指導というと語弊がありますか。

○伊神 正文事務局課長

先ほどご説明いたしましたスケジュールの中で、1～2月に住民説明会を予定いたしており、その中で説明しなければならない住民の方々の負担、サービスのあり方などが最優先で議論されるべきであろうというふうに考えておりますので、それぞれの小委員会においてもそれを真っ先に議論していただいて結論を出していただこうと。それをもって、説明会へ臨むというスタンスでおります。

ですから、申しわけありませんけれども、それに伴う組織、機構についてはややその後になろうかと思えます。私どもが指導するというより、私どもも中に入らせていただきますけれども、事務方の作業、あるいは小委員会の持ち方の方にゆだねられるものであろうというふうに考えております。

また、当小委員会においても先ほど説明させていただきました事務所のあり方の議論も、この小委員会の所管として議論していきますので、この中でも大枠についてご協議いただけることではないかというふうにも考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○丹羽 厚詞委員長

よろしいでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

はい。

○丹羽 厚詞委員長

ご意見、ご質問等もまだまだあるかと思いますが、本日は資料もお配りしたばかりでございます。これを持ち帰っていただきまして検討していただきまして、次回の協議につなげていきたいと思いますが、そういった形でよろしいでしょうか。

○山口 昭雄副委員長

委員長さん、ちょっと最後ということなら、一宮市長さんからコンパクトシティという考え方について、この間伺ったんですけれども、先ほどのお話の関連からも、ちょっと皆さんにそのお話をさせていただけるとありがたいなと思えますが、時間は……。

○谷 一夫委員

ちょっと資料をまた揃えて、改めて。

○山口 昭雄副委員長

あ、そうですか。わかりました。ありがとうございます。

○丹羽 厚詞委員長

それでは、本日予定しておりました協議事項は以上でございます。何かここでご発言等ございましたら。

よろしければ3のその他に移らせていただきます。

それでは、その他、次回新市建設計画作成等小委員会開催日時について、事務局からご説明願います。

○森 輝義事務局長

それでは、その他「第2回新市建設計画作成等小委員会の開催日時」についてでございます。最後のページ42ページの資料の11をご覧になっていただきたいと思います。

今回の「第2回新市建設計画作成等小委員会」は、平成15年9月25日木曜日、午後2時からこの場所を予定させていただいております。また、改めて文書でご案内を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

また、それぞれの小委員会の資料につきましては、今回同様、事前にお送りいたしますが、全体の協議会資料につきましては、小委員会の結果を取りまとめ作成いたしますので、協議会及び小委員会の日程の関係上、事前配付はできかねます。その点ご理解を賜りましてご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○丹羽 厚詞委員長

ありがとうございました。

この小委員会の日程については、今日もなんですけれども、終了時間がどのぐらいかというのはもちろんこちらから想定することはできませんけれども、大体の目途を委員さんに、大体3時間から4時間ということではよろしいですかね。

3時間ぐらい。その辺のところ、もしありましたら。

○伊神 正文事務局課長

最長で3時間にとどめたいと。やはり4時間というのは少しつらいかなという考えを持っております。

○丹羽 厚詞委員長

わかりました。それでは、2時から最長でも5時ぐらいまでということで、今回は協議させていただきたいと思います。

本日予定しておりました議題は以上でございます。長時間にわたりまして、熱心なご討議ありがとうございました。

午後0時15分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成15年9月2日

会議録署名委員 丹羽厚詞（自署）